

白崎資金スポーツ優秀選手表彰に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、酒田市基金条例（平成17年条例第67号）第6条の規定に基づき、白崎資金調整基金を活用し、本市のスポーツ優秀選手表彰の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する酒田市在住の個人又はチームに対し市長が行う。

- (1)オリンピック競技大会、アジア競技大会、および各種目競技の世界選手権大会又はこれらに準ずる国際大会に選手として出場したもの。
- (2)国民体育大会、インターハイ、又はこれらに準ずる全国大会において選手として出場し優勝したもの。
- (3)小学校の児童で、県大会以上の大会において選手として出場し優勝したもの。
- (4)中学校の生徒で、東北大会以上の大会において選手として出場し優勝したもの。
- (5)高等学校の生徒で、全国大会において選手として出場し優勝したもの。

(表彰対象者の推薦)

第3条 市長は被表彰者を決定するに際し、各競技団体、市内の小中学校長、酒田市小学校体育連盟、並びに飽海地区中学校体育連盟のいずれかの推薦を受けなければならない。

(被表彰者の選考)

第4条 被表彰者の選考をするため、白崎資金スポーツ優秀選手審査会（以下、「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、教育次長、教育委員会学校教育課長、教育委員会スポーツ振興課長、（公財）酒田市スポーツ協会会長、酒田市小学校体育連盟会長、飽海地区中学校体育連盟会長、酒田市スポーツ少年団本部長で構成する。
- 3 審査会の事務局は教育委員会スポーツ振興課内に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

この要綱は、平成22年12月15日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。